

	号外	定価1部2円	確定闘争ヤマ場！ 職員に報いる改善 求め、11.9地公共 闘総決起集会・県 庁座り込み行動に 最大限の結集を！	
	昭和34年4月1日	発行所 盛岡市内丸10番1号		No.2386
	第3種郵便物認可	岩手県庁内		2016年 11月1日

2016確定闘争② 10.31地公共闘人事課長交渉

怒 県人勸改悪を優先か!?

扶養手当見直し「影響ある」が「勧告尊重」
 通勤手当引き下げは「強い課題認識」ある!?
 11.9 人事課長交渉・県庁座り込み実施！当局は職員に甘えるな！

岩手県地方公務員共闘会議（議長 佐藤淳一 岩教組委員長）は、2016 県人勸を受け、給与改定の早期実施、扶養手当改悪反対、高齢層職員の賃金改善、通勤手当等の諸手当改善、子育て支援の休暇制度拡充など12項目の「知事あて要求書」を佐藤人事課総括課長に提出。その後交渉を行い具体的な回答を求めた。

【交渉概要】

佐藤人事課長は、給与改定に関し、県人勸尊重の姿勢を示すものの、国・他県の動向を踏まえ取扱いを検討するとの回答にとどまった。扶養手当見直しは、配偶者に係る手当受給者数が相当数に上り、多大な影響があると認めつつも、県人勸の判断を重く受け止める必要があるとし、県人勸どおりの改悪を検討していることを明らかにした。通勤手当は、人事委員会報告に触れ、ガソリン価格下落を理由に交通用具利用の通勤手当改悪を検討していることを明らかにした。職員の実態を顧みず、さらなる改悪の方向を示すなど当局姿勢は極めて問題がある。



佐藤人事課総括課長に要求書を手交する佐藤議長（左）



回答を迫る交渉団（左）・回答する佐藤人事課総括課長（右）

地公共闘では、職員の厳しい実態を認識させ、現場で踏ん張る職員に報いる改善を強く求めるべく、ヤマ場である 11月9日人事課長交渉に県庁座り込み交渉支援を配置し、交渉を強化していくことを確認した。交渉の詳細は裏面のとおり。

月例給・一時金の改定

(地公共闘) 月例給・一時金の改定の実施は、昨年のような越年となることのないよう早期改定を。

(人事課長) 国では既に臨時国会に改正給与法案が提出されている。人勸を尊重基本とし、国・他県の動向を踏まえ対応する。

配偶者の扶養手当見直し

(地公共闘) 民間実態に基づかない国追随の改悪であり、配偶者を扶養する世帯への影響が大きい。見直しをしないよう求める。

(人事課長) 扶養手当受給職員数は配偶者に係る手当を受給している職員の50.8%となっており、多くの職員に影響を与えることは認識している。一方、人事委員会が総合的に検討した結果、勧告に至ったものであり、その判断を重く受け止め検討している。

(地公共闘) 民間でも手当見直し実施は10%程度。勧告としても実態を見て判断すべき、再考を。

高齢層職員の賃金改善

(地公共闘) 今年4月から給与制度の総合的見直しにより中高年齢層を中心に現給保障となり、勧告による改定では給与改善とならない。高齢層職員への具体的な勤務意欲策が必要である。

(人事課長) 昇給制度の中だけでの対応は難しく、個々の職員の状況を勘案した勤務意欲の確保に向けた取組みが必要。本年4月時点の現給保障対象者は9,160人余(約49%)となっており、今回の給与改定で適用者760人余が経過措置の対象から外れる。今後は各任命権者が課題意識を共有して勤務意欲の維持・向上に向けて取り組んでいく必要がある。

(地公共闘) 極めて不十分だ。現給保障の解消向けと実感できる改善策を示すべきだ。

諸手当改善

(地公共闘) 通勤手当について、交通機関利用者の自己負担解消のための手当改善を求める。交通用具利用に関して、人事委員会報告でガソリン価格の動向を考慮することに触れているが、自家用車の通勤は車輛維持費等の経費もかかる。実態を踏まえた手当とすべき。加えて住居手当の改善検討を。

(人事課長) 通勤手当について、特に交通用具使用については、改定の必要性について人事委員会の強い課題意識が示されたものと受け止めている。住居手当は人事委員会が諸事情を検討して報告も行わない判断をしたことは重く受け止める必要がある。

(地公共闘) 交通機関利用の検討状況を具体的に示すべき。交通用具利用も遠距離通勤を強いられる実態を踏まえれば負担額も相当に上る。改悪しないよう求める。住居手当は実態と乖離し検討が必要。

子育て支援に係る休暇制度の拡充

(地公共闘) 県独自の制度として、子の看護休暇の拡充・学校行事参加に係る特別休暇の検討を。

(人事課長) 子育て支援関係の休暇は、これまで国家公務員よりも充実した制度としてきたが、国・他県との均衡は考える必要がある。人事委員会報告の趣旨を踏まえた検討も必要と考える。

(地公共闘) 他県で既に実施している制度を求めているもの。積極的に検討すべき。

～当局に職場実態をぶつけよう～

11.9「生活防衛」総決起集会・県庁座り込み行動に結集を

◎11.9「生活防衛」総決起集会 11月9日(水)14時30分～於：岩手県公会堂大ホール

◎県庁座り込み

15時30分～ 於：県庁 11階・12階